

島根県作業療法士会 法人化に伴う意見提出（結果）

提出された意見	ご意見に関する考え方・回答
<p>○法人化になると今までと大きな違い（メリット・デメリットなど）はあるのでしょうか？</p>	<p>メリットとしては団体として人格が認められるということで、「社会的な信用」が得られることです。極端な言い方をすれば、法的な信用という意味では現行の士会は個人的なサークル活動を変わらないということです。しかし、これまでの士会の活動は会員向けだけではなく、他職種を含めた県民の方々へ果たしてきた役割は大きく、より一層貢献していくためには法的な根拠をもつ法人格の取得が必要となると考えています。その他、法人格を有することで口座の名義を団体名で取得したり、賃貸契約を結ぶこともできるようになります。</p> <p>デメリットとしては事務処理が煩雑になり、会計などに関しては専門家の力を借りる必要になることが予測されています。</p>
<p>○“社員”とは何を示すのでしょうか？</p>	<p>一般に法人法においては会員のことを社員と表現しています。当初は現行と同様に『正会員』として表記してきましたが、公証人役場での指摘などで表現を『社員』に変更・統一しました。</p>
<p>○すでに法人化されている他県士会のものを参考にしているのか？</p>	<p>すでに法人化した士会があり、多くはホームページ上に定款などを公開しています。そのため青森、宮城、神奈川県士会の定款を参考にしています。また定款の届出先である公証人役場や公認会計士の助言や指導を受けています。</p>
<p>○組織図でのブロックや生涯教育局についての説明を聞きたい。</p>	<p>組織図でのブロックについては、情報発信という観点で事務局からの横だしで表現しています。ブロック制に関しては法人格所得後も維持し、県学会を持ち回りとしたり、会員相互の交流がより活発に行えるように支援していきたいと考えています。</p> <p>また生涯教育局については、下記のご意見とあわせてお答えさせていただきます。貴重な意見ありがとうございます。</p>
<p>新組織図（案）の中の「生涯教育局」、「教育部」、現職者研修、「生涯研修部」と役割を分担されるのは、活動しやすくなると思いますが、名称について意見を述べさせていただきます。</p> <p>・「生涯教育局」についてですが、新定款（案）によると県士会の（事業）は、作業療法に関する学会、研修会、講習会の開催となっており、現職の作業療法士の研修に限られていません。また、今後、養成校などの対応を考えると、「教育局」としておいた方が良いのではないかと思います。</p>	<p>生涯教育局については、若い会員を多く抱える団体として卒後教育を如何に充実させていくかという視点で組織図の変更も含めて検討しています。</p> <p>ご意見を参考にしながら、会員の方にわかりやすくなるように名称を含め業務分掌を検討していきたいと思います。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「教育部」についてですが、事業内容的には生涯教育制度そのものなので「生涯教育部」とした方がよろしいかと思えます。 ・「現職者研修」については、現行の生涯教育制度では「共通・選択研修」をあわせて基礎研修となっており、ここで担当されるのは、「共通・選択研修」と読み取れます。そのため「基礎研修委員会」などがよろしいかと思えます。 ・「生涯研修部」についてですが、「教育部」内に部を設けるということなのでしょうが、ここで扱う研修は、「現職者選択研修」とは別の領域別研修と読み取りましたがいかがでしょうか。「教育部」内の「生涯研修委員会」以下、各領域担当でもよいかと思えます。 ・案の中には含まれていませんが、現行の生涯教育制度は、今後改訂が進められていくでしょうし、「認定OT」「専門OT」取得推進に向けた取り組みも必要と思えます。現在の教育部では特に「生涯教育推進委員」はなく、協会の推進委員が活動している現状です。士会員に制度を理解し、取り組みを進めるためにも教育部内に「生涯教育推進委員会」を設けるべきだと思います。 	
<p>作業療法士の資格取得者が増え、事業を運営する規模も大きくなるので良いと考えます。島根県作業療法士皆で事業に着手していければと考えます。県年間費の六千円は少し高いです。</p>	<p>ありがとうございます。ご協力よろしく申し上げます。</p> <p>また会費については事業規模が大きくなるのでそれに対する費用もかかり、会費については適正と考えております（会費未納者の方がおられ、事業運営に苦慮することがあります）。</p> <p>また限られた予算で適正な事業運営ができるように務めていきたいと思えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・（事業）第4条（6）関係団体との提携交流事業 提携があったほうが良いのでは。 	<p>ご意見ありがとうございました。新法人にあたってはまずは交流事業としたいと思えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・（会員名簿）第12条 会員名簿について 住所は職場？自宅？の記載をお願いします。 	<p>個人情報保護の観点から会員名簿は現行と同様に施設住所のみ記載を予定しています。定款においても施設住所と明記したいと思えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・変更点や大事な文章などが、太字になっているなどしてあると、重要性を感じられるのではなかと感じました。 	<p>ご指摘ありがとうございます。現行の定款や新定款の内容だけでなく、法人格を取得することに関しても、会員の皆さんへ広報等を通じて理解とご協力をお願いしたいと感じています。</p>